

# 令和8年度税制改正に関する要望書

令和7年9月

横浜商工会議所

## 【目次】

はじめに	3
------	---

### 要望項目

I. 中小・中堅企業の稼ぐ力の強化	4
II. 中小・中堅企業の自律的な成長・ビジネス環境整備への支援	8
1. ビジネス環境整備への支援	8
2. 中小企業者の円滑な事業承継の推進	10
3. 生産性向上・人手不足への支援	11
4. ベンチャーへの支援強化と起業促進	13
III. 地域経済の活性化	14
1. 企業版ふるさと納税の見直し	14
2. 需要・消費喚起策の推進	14
3. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進	15
4. 登録免許税・印紙税の負担軽減	16
5. 国際コンテナ戦略港湾の推進	16
6. 地方税制の見直し	16

IV. 消費税への対応	17
V. その他	19
1. 膨張した財政支出の適正化と財政健全化	19
2. 中小・中堅企業に配慮した社会保障制度改革の推進	20
3. 中小・中堅企業に配慮した所得税改革の推進	20
4. 複雑化した税制の簡素化並びに実効性検証の徹底	21
5. 納税事務負担の軽減	21

## はじめに

我が国の物価は高い水準で推移し、依然、円安等による資材・原材料価格の高騰や慢性的な人手不足が続いており、中小・中堅企業は大変厳しい経営環境に置かれています。

さらには、国内政策金利の引き上げが見込まれ、アメリカの新政権による関税措置や国家間の紛争など、国内外の経済の先行きは極めて不透明であります。こうした様々な変化に対応するためには、地域社会の根幹を担う中小・中堅企業の稼ぐ力を強化し、企業の自律的な成長を促す支援が不可欠となります。

また、少子高齢化・人口減少は確実に進行し、社会保障制度改革や少子化対策は待ったなしの状況にあり、抜本的な改革が求められますが、制度の検討にあたっては事業者の費用・事務負担の増加にならないように配慮していただきたい。

本要望書は横浜商工会議所において、こうした認識から「税制改正の基本的な視点」と「要望項目」から成る税制改正に関する要望を取りまとめたものであります。本要望内容を十分に斟酌いただき、令和8年度税制改正において特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和7年9月 横 浜 商 工 会 議 所  
会 頭 上 野 孝

## 要 望 項 目

### I. 中小・中堅企業の稼ぐ力の強化

#### 【基本的な視点】

円安等による資源・原材料価格の高騰や慢性的な人手不足などにより、企業は依然として厳しい経営環境にあり、こうした環境下で地域社会の根幹を担う、中小・中堅企業が存続し活躍するためには、企業の稼ぐ力の強化を図るための税制上の支援が不可欠であります。

#### ●法人実効税率の引き上げへの反対

法人税率について、令和 7 年度税制改正大綱に、「2010 年代に…法人税率を 23.2%まで引き下げた（国・地方の実効税率は 29.74%）。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。」「法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。」と記載されているが、いわゆる内部留保（利益剰余金）は現預金だけでなく設備等も含まれており、また、経済危機などに対する万一の備えとしての役割も大きく、さらには、中小・中堅企業にとって、金融機関からの資本調達を行う上で自己資本の拡充は重要な経営課題であるため、単純な現預金の増加と断じるには難しい実態がある。

また、もとより我が国の法人実効税率は、諸外国よりも高い水準にあることから、国内経済の活性化や企業誘致・国際競争力の強化のためにも、アジア諸国並みとなる 25%以下の税率へ早期に引き下げるべきである。

## ●法人税の中小軽減税率 15%の堅持

中小企業は赤字経営が続いている企業が多く、厳しい経営環境の中で地域の雇用を維持し、地方税や社会保険料の事業主負担分等について応分の負担を行っている。

地域経済を支える重要な役割を担う中小企業のデジタル化や設備投資を推進し、稼ぐ力を導き出すため、また、外国からの投資を呼び込むためにも、軽減税率（年所得 800 万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率 15%）は時限的な措置に留めることなく恒久化すべきである。

## ●役員給与等の損金不算入制度の見直し

複雑かつ変化の速い現代の経済社会情勢において、役員給与の定期同額規定によって柔軟な経営対応が困難となっており、企業の健全な維持・発展を阻害する可能性がある。役員報酬の増減による節税効果は限定的であり、あくまでも企業の経営判断として役員報酬の増減が検討されている。

当所が本年5月に実施した会員企業に対するアンケート調査（以下、「当所アンケート調査」）では、経営基盤の強化のために必要な税制として、「役員報酬の変更要件の緩和」を挙げる回答が 60%あり、役員給与の定期同額規定は廃止し、原則どおり損金算入すべきである。

また、役員賞与についても、株主総会の決議に従って決定された総額の範囲内においては、原則どおり損金算入すべきである。

## ●青色申告欠損金の繰越無期限化・控除金額限度撤廃・

### 繰戻し還付対象期間拡充（資本金基準の見直し）

青色申告欠損金の繰越控除について、繰越期間は 10 年となっているが、事業年度は、会計報告や課税のために人為的に区切られたものであり、ある事業年度から生じた欠損金の繰越期間に制限を設けると、健全な企業資本の維持を阻害する。控除限度額についても、資本金 1 億円超の企業に対しては所得金額の 50%に引き下げられているが、地域経済の中核を担う中堅企業の再建を支援するために、従業員 2,000 人以下の法人に対する繰越控除限度額の引き上げが必要である。

担税力の見地からは、過去の欠損金と当期の利益を相殺することは当然であり、諸外国を見ても繰越欠損金の繰越額や繰越期間の制限を設けない国が多いことから、繰越期限及び控除限度額は撤廃されたい。

青色申告欠損金の繰戻し還付について、現状1事業年度しか遡ることができず、前事業年度に利益が出ていない企業は制度を利用することができないため、繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充すべきである。また、従業員2,000人以下の中堅企業を繰戻し還付制度の適用対象に含めるよう見直していただきたい。

### ●少額減価償却資産の特例の恒久化並びに簡素化

現行の少額減価償却資産の特例は、多くの企業に定着している制度であり、中小企業の基盤強化に大いに寄与し、積極的な設備投資を支える重要なインセンティブとなっている。

一方で、適用期限が延長措置として設定されているため、中長期的な投資判断が立てにくいことや、資産の取得価額や合計額の管理、償却資産税との不整合など、事務負担が軽減できないこと、また、同様の小規模資産であっても、一括償却資産制度（10万円超～20万円以下・3年均等償却）との処理の重複・混乱が生じているといった制度的課題があることから、以下の点について見直していただきたい。

- ア) 現行の少額減価償却資産の特例は、中小企業等に対して恒久措置化し、安定的な制度運用を図ること。
- イ) 一括償却資産制度（10万超～20万円、3年均等償却）については、制度の簡素化の観点から廃止し、30万円未満資産を一律に即時損金算入可能とすること。
- ウ) 地方税（償却資産税）との整合性も考慮し、30万円未満の資産については同様に非課税措置とすること。

## ●研究開発税制の延長

令和7年度末で期限切れとなる研究開発税制について、積極的に研究開発投資を維持・拡大する中小・中堅企業のイノベーションを後押しするために、適用期限の延長はもとより、税額控除対象となる人件費の「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされる条件や試験研究費の対象となる「新規性」といった基準を大幅に緩和していただきたい。

## ●イノベーションボックス税制の拡充

イノベーションボックス税制は知的財産権から生じる所得に減税措置を適用する画期的な税制である。競争力強化に資する研究開発を促進していくためにも対象となる所得に知的財産権を組み込んだ製品の売却益を加えるなど、さらなる拡充を図っていただきたい。

## ●戦略分野国内生産促進税制の拡充

戦略分野国内生産促進税制について、電気自動車や半導体など特定の戦略分野の物資が税額控除の対象となっているが、建設資材をはじめ海外製品の輸入に依存し必要な物資が国内で確保できていない状況は大きなリスクであり、国内生産力強化及び国内安定供給の観点から対象分野を拡大いただきたい。

## ●「パートナーシップ構築宣言」登録企業に対する税制上の支援

物価高、エネルギー価格の高騰、深刻な人手不足など厳しい経営環境下において、サプライチェーン全体で適正にコストを負担することが望ましいが、主にサプライチェーンの川下に位置する中小企業にそのしわ寄せが及んでいる。

「パートナーシップ構築宣言」は取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し2020年6月に創設されたものであり、同宣言のさらなる普及と実効性の向上を図るため、登録企業に対する税額控除など税制上の措置を講じていただきたい。

## Ⅱ. 中小・中堅企業の自律的な成長・ビジネス環境整備への支援

### 【基本的な視点】

国内外の経済の先行きが極めて不透明な中、中小・中堅企業が生き残り活躍するためには自律的な成長が不可欠であり、ビジネス環境を整備する税制上の支援が求められています。

また、人材への投資など、ビジネス変革に挑戦する企業を後押しするとともに、ベンチャー企業への支援や起業促進のための支援を強化することが重要であります。

### 1. ビジネス環境整備への支援

#### ●外形標準課税の適用拡大への反対

法人事業税の所得割に加え、付加価値割と資本割から構成される外形標準課税は赤字企業も課税されるばかりでなく、付加価値割は賃金への課税となることから、企業の雇用意欲を阻害し、機運が高まっている政府の賃上げ政策に逆行する。現行の中小企業は本税制の対象外であるが、今後も中小企業への適用拡大には断固反対である。

#### ●納税猶予措置並びに延滞税の免除について

コロナ禍からの経済回復が進展しているものの、多くの事業者においてはエネルギー・原材料価格の高騰やコスト負担の増加により厳しい収益状況にある中、コロナ禍に受けた実質無利子・無担保のゼロゼロ融資の返済が本格的にはじまっており、資金繰りは予断を許さない状況にある。

コロナ禍からの回復途上にある事業者においては、今こそ設備投資などを含むビジネス環境を変革する過渡期にあり、資金繰りに困窮する事業者を支援するため、当面の間はコロナ禍と同様に納税猶予措置を講じていただくとともに、納税猶予にかかる延滞税については免除していただきたい。

## ●留保金課税の廃止

留保金は、企業経営の安定を図るとともに、経済社会環境の急激な変化に備えるために、企業において必要とされているものである。また、当所アンケート調査では、「内部留保（利益剰余金）は無い、少ない」と回答した企業が33%に上り、「内部留保には設備等も一定含まれる」と「内部留保の大半が設備等である」との回答の合計も32%であり、特に中小・中堅企業においては、国が認識している実態と乖離が生じているように考えられる。

もとより、法人税との二重課税の問題も指摘されることから、留保金課税は廃止すべきである。

## ●個人事業主の青色申告特別控除並びに個人事業税の事業主控除の拡充

個人事業主は、家族の生活を支える「生業」を営む者が多く、商店街の主要構成員にもなっているが、経営不振や経営者の高齢化、後継者の不在などの多くの課題を抱えている。こうした厳しい経営環境の改善を図り、安心して家族の生活を支えられる経営基盤を築くとともに、地域コミュニティを維持するために、個人事業主の青色申告特別控除（55万円）並びに個人事業税における事業主控除（290万円）を拡充すべきである。

## ●SDGs等への取組を推進するための税制上の支援

社会において事業を継続するためには、SDGsへの貢献やBCPの策定等は重要となっている。特に、SDGsの17項目のうち「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」など、多くの項目が企業経営との関わりが深く、企業のSDGsの取組について地方自治体による登録・認証制度が設けられているが、中小企業においては、これらの取組にかかる経費が負担となっている。

SDGsやBCP等の取組を推進するためにも、調査・研究、コンサルタント費用など、これらの取組にかかる経費を税額控除していただきたい。

### ●カーボンニュートラル投資促進税制の延長

令和 7 年度末で期限切れとなるカーボンニュートラル投資促進税制について、2050 年カーボンニュートラルに向けた中小企業の取組を加速させるため、適用期限を延長すべきである。

### ●非上場株式や土地・建物等の事業用資産評価の適正化

近年では日経平均株価が 34 年ぶりに史上最高値をつけ、また、全国の地価動向は全用途平均で 4 年連続して上昇、特に東京圏では 5.2%の上昇であり、上昇傾向が顕著となっている。

このような株式市況や地価上昇の影響を受けて、取引相場のない株式（自社株式）や、事業に供している土地・建物等の評価額は、企業の実態と乖離が生じているという声が多い。

高止まりしている評価額は、企業が負担する不動産の保有コストを増大させ、また、相続や事業承継等への影響が大きく、例えば、株式の分散する状態を解消し、株式の集約を行う際の買取価格が高騰して、資金負担が困難になるなど、経営の不安定化に繋がるため、評価の適正化を図っていただきたい。

## 2. 中小企業者の円滑な事業承継の推進

### ●事業承継税制の特例の延長・恒久化

事業承継税制の特例措置について、適用期限は 2027 年 12 月末となっているが、特例承継計画の提出期限は 2026 年 3 月末までであり、後継者不足に悩む事業者において円滑な事業承継は地域経済を担う企業のゴーイング・コンサーンに関わることから、事業承継税制の特例措置の延長ひいては恒久化を図るべきである。

また、本税制は大変複雑かつ、特例の要件管理が長期に亘るケースが多いなど、活用が困難であるとの声が多いため、手続きの簡素化を図り抜本的に見直していただきたい。

## ●円滑な事業承継を実現するための税制上の支援

円滑な事業承継推進の観点から後継者となる若年世代への早期の資産移転を図るため、贈与税の暦年課税制度については基礎控除年間110万円を堅持し、更なる控除額の引き上げを検討していただきたい。また、相続紛争を未然に防止し、円滑な事業承継が為されるように設けられている「遺留分に関する民法の特例」制度の利用が少ない現状から、早期の財産承継に利する相続時精算課税制度の特別控除額の2,500万円についても、限度額の引き上げを検討していただきたい。

なお、事業承継税制による納税猶予を受けている場合において、万が一、事業承継税制の適用が取り消しとなった場合には、猶予されている贈与税・相続税と合わせて利子税を納付しなければならないが、大きな負担となることから利子税について更なる軽減措置を講じていただきたい。

また、同族会社のオーナー貸付金については、相続時に額面額と時価評価額が乖離し、過度な相続税の負担が事業承継の弊害となっている現状を踏まえ、評価方法を見直していただきたい。

## ●不動産取得税の特例の延長

令和7年度末で期限切れとなる不動産取得税の特例（事業承継を行うために事業を譲り受ける場合、不動産の権利移転等に際して生じる不動産取得税を軽減する措置）について、中小・中堅企業のより円滑な事業承継を促進するために、適用期限を延長すべきである。

## 3. 生産性向上・人手不足への支援

### ●賃上げ促進税制の拡充

急速に物価が高騰している中、雇用する従業員の生活を守るためにも企業の賃上げは大変重要である。厳しい経営環境下においても持続的な賃上げに取り組む中小・中堅企業を支えるためにも、賃上げ促進税制の控除上限額（法人税額等の20%）や税額控除率の引き上げなどさらなる拡充を図られたい。

なお、中小企業の赤字法人が6割以上を占めている実態を踏まえ、税額控除の他に社会保険料の事業主負担を軽減するような措置を検討いただきたい。

## ●中小・中堅企業に配慮した退職金課税

近年、働き方の多様化や雇用の流動化が進む中、勤続年数に重点を置いた現在の退職金課税の在り方が検討されているが、従業員数の少ない中小・中堅企業において雇用の安定化は極めて重要な経営課題であり、人材確保や人材教育に係るコストも大企業と比較して相対的に負担が大きい。また、当所アンケート調査でも、退職金課税の見直しについて、「長期雇用が困難になるため、どちらかといえば反対である」と「長期雇用が困難になるため、反対である」との回答の合計が56%であること踏まえ、制度の検討にあたっては中小・中堅企業の長期雇用に配慮いただきたい。

## ●従業員への食事補助に係る非課税限度額の引き上げ

社員食堂等での食事の提供をはじめとする従業員への食事補助は、従業員一人当たり月額3,500円が非課税限度額となっているが、現行の上限金額は40年以上据え置かれたままであり、昨今の急激なコメ価格の上昇はもとより、食料品や光熱費をはじめとする物価高騰が続く状況に対応した見直しが求められている。非課税限度額の引き上げは、福利厚生観点からも従業員の職場環境改善に繋がり、深刻な人手不足に直面している企業の人材確保にも寄与することから大幅に引き上げていただきたい。

## ●デジタル人材活用・育成の促進に資する税制上の支援

デジタル化を推進するためには、デジタルに精通した人材の採用や育成が必要である。デジタル人材の採用にかかる経費を税額控除するとともに、賃上げ促進税制において、デジタル人材の教育訓練費に対する税額控除制度を創設していただきたい。

## ●リスクリングを促進する企業に対する税制上の支援

労働人口の減少や人手不足が顕在化する中、企業が自己変革に挑戦するため、従業員がキャリア形成に資するスキルを身に着けるリスクリングやデジタル人材育成の重要度が高まっている。企業の従業員教育を促進するため、教育訓練費に対する税額控除制度を創設していただきたい。

### ●シニア・若者人材採用企業に対する税制上の支援

シニア人材の就労をスムーズにするため、補助ロボットの導入等による職場環境の改善を図る設備投資については、即時償却または税額控除を認めるなどの措置を講じていただきたい。

中小・中堅企業の人手不足は深刻化しており、若者の採用に積極的な中小・中堅企業には採用広告費に対する税制優遇措置を講じていただきたい。

また、現行の在職老齢年金制度はシニア人材の労働意欲を阻害しているため、企業の人手不足の実態を踏まえ、支給停止調整額を引き上げるなど拡充を図られたい。

## 4. ベンチャーへの支援強化と起業促進

### ●創業間もない企業の税負担の軽減

国内消費の低迷や後継者不足等から企業数の減少傾向が続いており、地域経済の活性化のためには創業の増加が喫緊の課題となっている。創業の増加を目指し積極的に投資できる環境を整備するために、創業3年程度までの企業に対する法人税等の税負担を軽減する特例を設けるべきである。

### ●事業用資金の贈与税非課税枠の創設

若者や女性、高齢者などが創業する場合、信用力が不足して資金確保に苦勞するケースが多いことから、円滑な事業資金確保を可能とするために、親族等からの事業用資金に係る贈与については、教育資金の一括贈与に係る非課税措置と同様に1,500万円の非課税枠を創設すべきである。

### ●ベンチャー企業への投資環境整備

地域経済の持続的な発展のため、新たな成長産業や雇用を生み出すベンチャー企業の創出・育成が必要であるが、ベンチャー企業において資金調達は大きな課題である。一方で、創業間もない企業へ出資する、いわゆるエンジェル投資家は高いリスクを抱えて企業に投資しており、株式の売却益をスタートアップ企業に再投資した場合に20億円まで売却益が非課税となるエンジェル税制は画期的な税制であるが、相続時における株式評価についても、税負担の軽減措置を設けるよう拡充いただきたい。

## ●会社設立時の印紙税、登録免許税の廃止

創業環境の整備により開業率の向上を図るためには、様々な面からのインセンティブの付与が重要であり、会社設立時の印紙税並びに登録免許税を廃止し、創業時にかかる税負担を抑え、創業意欲を後押しすべきである。

# Ⅲ. 地域経済の活性化

## 【基本的な視点】

マイナス金利政策の解除から1年が経ち、金利のある世界へと移行し、地域の根幹を担う中小・中堅企業はここからが企業の存続をかけた正念場となります。需要・消費喚起策の推進はもとより、地域企業の活力を阻害する地方税の見直しなど、地域経済を活性化するための税制上の支援が必要であります。

## 1. 企業版ふるさと納税の見直し

企業版ふるさと納税について、控除額の上限規定により、寄付額の企業負担が1割となるためには課税所得が6億円以上必要となっており、中小企業の利用を促進するためにも法人税、住民税、事業税の控除額の上限規定を撤廃されたい。

## 2. 需要・消費喚起策の推進

### ●交際費課税の特例の見直し

交際費は、取引先の維持・開拓に必要不可欠な経費であるとともに、社会通念上必要な費用であり、地域経済を再生するための需要・消費喚起策として飲食・宿泊業、対面型サービス業の業績回復に不可欠である。また、2024年8月28日に日本会計研究学会第83回大会で発表された「企業交際費等の冗費・濫費性の検証」（横浜市立大学の高橋隆幸教授と一橋大学の野間幹晴教授の共著）において、交際費は企業にとって冗費・濫費としての性格よりも、売上に貢献する事業経費としての性格の方が強いと解釈できるとの分析結果が得られており、特例措置の恒久化については社会通念上、必要と認められる費用の全額損金算入を図るべきである。

### ●自動車関連税制の廃止・縮減

自動車関連産業は裾野が広い産業として地域経済をリードする主要産業となっており、国内での生産や販売を促進することは、地域経済の活性化の観点からも重要である。

激変する世界経済の中にあっても、消費喚起により地域経済の活性化を図るため、複雑で過重な自動車関連税制の廃止や更なる軽減はもとより、環境の変化に応じた税負担の見直しを検討されたい。

特に、令和7年度税制改正大綱において、廃止が明示されたガソリンの暫定税率は速やかに廃止していただきたい。

## **3. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進**

国家戦略特区については、大きな経済効果と国際競争力の強化が期待されているが、現状では地域・規模が限定されており、全国的に波及効果を生むまでには至っていない。

こうした特区制度を活かし、外資系企業等の立地促進を図り、アジアにおける金融センターを構築することも成長戦略として重要である。

企業の新規立地は、新たに雇用を生み出すだけでなく、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。

その中でも生産性の高い外資系企業の誘致促進は、高度な技術、ノウハウ、人材が集まり、地域経済への波及効果やイノベーションの推進が期待できる。

地域のポテンシャルを高めるためにも、本社機能を持つ企業やR&D拠点、アジア地域の統括拠点となるような企業の立地促進につながる国家戦略特区における課税の特例措置について、大幅に拡充すべきである。

## **4. 登録免許税・印紙税の負担軽減**

不動産登記における登録免許税は、例えば土地や建物の所有権の移転については不動産の価格に対して1000分の20の税率が課せられており、大きな負担となっている。更に、登記等の申請時にも納付する必要があることから、流動化を妨げる要因の一つになっている。不動産の流動化・活性化のためにも、税率の引き下げや、現在の方式を改め定額の手数料を徴収する方法に変更するなど、事業者の負担を軽減すべきである。

印紙税についても、取引金額に応じて課税されて大きな負担となっているばかりでなく、課税対象の文書でも、電子契約の場合には収入印紙を貼らなくても良い場合があり不公平である。少なくとも、印紙税額を引き下げて、事業者の負担を軽減すべきである。

## **5. 国際コンテナ戦略港湾の推進**

横浜港をはじめとする京浜港は、更なる「選択と集中」により日本の港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」に選定されている。

横浜の国際コンテナ戦略港湾を推進するためには、貨物を取り扱う物流関連企業の集積を図ることが必要となることから、物流関連企業が臨港地区及び後背圏に進出する際の税制上の優遇措置を講じるとともに、船舶の特別償却制度を拡充すべきである。

港湾地域においては脱炭素化に配慮した「カーボンニュートラルポート」を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献していく必要があり、カーボンニュートラルポートの形成推進のため、対象設備を拡充するなど税制面からの更なる支援強化を図られたい。

## **6. 地方税制の見直し**

### **●事業所税の廃止**

人口30万人以上の都市において、立地企業の従業員の給与や事業所面積に応じて課せられている事業所税は、都市間競争が激化する中で不公正なものであることから廃止すべきである。

## ●固定資産課税の見直し

建物等の減価償却方法については、原則、定額法となっているが、なるべく早く減価償却して、中小企業の新規設備投資を後押しするため、定率法適用の範囲拡大を図られたい。

償却資産に係る固定資産税は、廃止するべきである。直ちに廃止できない場合には、以下の暫定措置を講じるべきである。

ア) 免税点（現行：150万円未満）を少なくとも300万円までに引き上げること。

イ) 償却済みの資産については非課税とすること。

土地に係る固定資産税については、評価基準の明確化・適正化を図るとともに、標準税率（現行：1.4%）を引き下げるべきである。

## IV. 消費税への対応

### 【基本的な視点】

令和元年10月に、消費税率は10%へ引き上げられましたが、引き続き円滑な価格転嫁と公正な取引を促進することが望まれます。

軽減税率の導入による企業の事務負担の増加については、現場の声をしっかりと受け止めるとともに令和5年10月に導入されたインボイス制度についても、制度導入後の事業者の実情をしっかりと検証するなど不断の見直しが求められます。

## ●複数税率制度の見直し

複数税率について、導入による低所得者層への税負担軽減効果は限定的であり、むしろ中・高所得者層に対する軽減額の方が大きくなっており、低所得者対策としての本来の意義を果たしていない。

当所の会員企業からも、事務負担が増加することから複数税率に反対する声が多く、消費税率を一律にするなどの見直しを図られたい。

## ●インボイス制度の負担軽減措置と経過措置の延長

インボイス制度について、「免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置」と「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」は、令和8年9月末で廃止・縮小される予定となっている。当所アンケート調査では、現在の活用状況について、「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」を利用している事業者は40%であり、「免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置」を利用している事業者は12%であった。さらには、負担軽減措置の期限について、「事業への影響が大きいため、現行の負担軽減措置を継続するべきである」と「事業への影響を軽減するため、段階的に軽減割合を縮減する緩和措置を設けるべきである」との回答の合計は57%であり、制度利用状況を踏まえ、現行の負担軽減措置と経過措置を延長すべきである。

## ●基準期間制度の廃止

社会経済環境が急速に変化する現代において、2年前の基準期間の課税売上高により納税義務の有無が決定される現制度は実態にそぐわない。

当該年度の課税売上高を基に判定するとともに、各制度の選択時期についても、当該年度の申告期限までとしていただきたい。

## ●簡易課税制度並びに免税点制度の恒久化

簡易課税制度（課税売上高：5,000万円以下）並びに免税点制度（課税売上高：1,000万円以下）は、益税が発生し、公正・公平の観点から問題があるとの指摘があるが、その対象企業は、経理業務を専門に担当する社員を持たない小規模・零細企業であり、こうした企業への更なる納税事務の負担の増加を招かないためにも、現行の簡易課税制度並びに免税点制度は恒久化すべきである。

## ●二重課税の廃止

消費税と二重課税となっている揮発油税、酒税については廃止するべきである。消費税率10%への引き上げにより、二重課税の問題がさらに拡大していることから、早急に廃止すべきである。

## **V. その他**

### **【基本的な視点】**

我が国の財政状況は深刻な水準にあり、財政健全化に向けた道筋を明確にすることが必要であります。また、中長期の将来像を見据え、喫緊の課題である少子高齢化対策と女性や高齢者等の活躍促進、多様化する働き方に対する公平な税制度の構築、所得税改革が重要であります。

現行の税制は複雑化し、適正に運用することが困難となっているため、誰もが容易に利用できるよう整備すべきです。

納税事務負担の軽減は生産性の向上に不可欠となっており、電子化の推進と確実な負担の軽減が強く求められております。

### **1. 膨張した財政支出の適正化と財政健全化**

コロナ禍などの対応のために政府の財政支出は増加の一途をたどり、日本の債務残高はGDPの2倍を超え、主要先進国の中で最も高い水準にある。

膨張する債務残高は、将来世代への負担先送りであることを認識し、少なくとも、過剰な財政支出を抑制し歳出改革を進めるなど、財政健全化に向けた道筋を明確にすべきである。

## **2. 中小・中堅企業に配慮した社会保障制度改革の推進**

高齢化の進行で構造的に増加し続ける我が国の社会保障費は現役世代で支えることができる限界点を迎えており、令和7度における租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は46.2%の見通しとなっている。特に社会保険料はほぼ一貫して上昇し、企業の負担も年々重くなっており、持続可能な制度への抜本的な改革が求められる。少子高齢化・人口減少が進展する中、女性の活躍を一層促進する必要があるが、パートタイム労働者の給与が一定額を超えると税金や社会保険料の負担が発生する、いわゆる「年収の壁」は時代の流れに逆行し、人手不足を助長しているとの声があがっている。「年収の壁」の根底には第3号被保険者制度の存在があり、「年収の壁・支援パッケージ」など就労調整の解消に向けた政策が講じられたが、安易な助成金など一時的な措置に留まることなく、また、保険給付を前提とした特定財源であることを堅持し、長期的な視点から制度設計を検討するなど、共働き世帯が増加している現状に即した抜本的な見直しを進めるべきである。

なお、各種制度の改正にあたっては、財務基盤や労働力に乏しい中小・中堅企業に配慮し、諸条件を必要以上に細分化して複雑にすることなく、簡素な制度設計を図られたい。

## **3. 中小・中堅企業に配慮した所得税改革の推進**

個人所得課税については、今後も見直しを継続していくことになっているが、経済社会の構造変化に対応した所得税改革を更に推進することが必要である。

特に、若い世代や子育て世代に焦点を当て、その上で所得控除から税額控除への転換についても検討すべきである。

また、令和7年度税制改正にて、個人所得税の基礎控除が引き上げられたものの、所得金額により基礎控除額が異なっており、制度が複雑化するほど事業者の人件費・事務負担は増えるため、各種制度の改訂にあたっては、人的余力が乏しい中小・中堅企業に配慮いただきたい。

## **4. 複雑化した税制の簡素化並びに実効性検証の徹底**

「公平・中立・簡素」が租税原則であるが、租税特別措置の項目は増加し適用要件も複雑化しており、事業者からは「活用が難しい」「そもそも制度の存在を把握できていない」など声があがっている。特に人的資源に乏しい中小・中堅企業は税制が複雑化するほど恩恵を受けにくく、本来救うべき事業者の制度活用の障害に繋がりがねないため、要件の簡素化などを含め抜本的な見直しを検討されたい。

また、特に特定分野へ優遇措置を講じる場合は、その税制で実現したい効果が現れているか事後検証を徹底し、効果検証を踏まえた税制改正を実施いただきたい。

## **5. 納税事務負担の軽減**

給与所得者などに対する所得税の源泉徴収と年末調整及び給与支払い報告書、給与及び報酬等の支払調書の提出など、国民が負担すべき税額の確定手続き、加えて事業者自身の納税に係る書類の作成及び保存義務などの事務負担は、その大部分を事業者が担っており、この結果、わが国の徴税コストは他の先進国に比べて少ないと言われている。

こうした状況の中、多くの事業者は、昨今の人手不足の中で、税制改正に対応しながら滞りなく納税に係る事務を行っているが、帳簿・帳票類の保存や、複数ある土地の公的価格への対応、マイナンバー制度の導入などにより事務負担は増加の一途をたどっている。さらに、消費税の軽減税率やインボイス制度が導入され事務負担が一層増大していることから、早急な対応が必要である。

納税事務負担の軽減については、納税者に多くの負担を強いている現状を十分に斟酌した上で制度を構築していただきたい。電子化・オンライン化は、誰もが使いやすく、新たな負担にならないよう進めるとともに、書類の作成や提出の簡素化、納税方法の多様化を推進し、負担を軽減すべきである。

毎年の税制改正について、法的な安定性を担保するとともに、税務上の負担を軽減するために、措置の本則化を図られたい。

— 以 上 —